

添付資料10

国会会議録検索システム トップ画面へ ▲ ヘルプ

本文表示

検索結果一覧画面 ▶ 前会議録 次会議録 検索条件入力画面 ▶

[001/001] 51 - 衆 - 法務委員会 - 33号 会議録(冊子)画像
昭和41年05月06日

発言者: 前 次 224 / 236 検索語: 前 次

○新谷政府委員 それは十二条の二の規定でございます。これは「貸主は、如何なる名義があっても、借主から借地権利金又は借家権利金を受領することはできない。」という規定でございます。これは地代家賃統制令の原則的な規定でございますが、二十三条に適用除外の規定が設けてございます。二十三条の中に、先ほどもちょっと申し上げたことでございますけれども、住宅につきまして、昭和二十五年の七月十日以前の三十坪以下の住宅については、地代家賃統制令の適用があるわけでございます。そういう場合には、この十二条の二の規定が当然かぶってまいるわけでありまして、それ以外のもの、言いかえますと、二十五年七月十一日以後に建築された建物につきましては、この十二条の二の規定も適用が排除されるわけでございます。したがって、すべての場合に権利金の授受ができないというのではありません。二十三条の規定によって適用除外がされておりますものについては、十二条の二の規定は適用がないわけでありまして、今回の借地法の八条ノ二の第三項の規定によりまして、「財産上ノ給付ヲ命ジ」といいますのは、これは権利金という意味で書いたのではございません。巷間伝えられるところによりまして、地代の七〇%あるいは六〇%が権利金だと仮定いたしましても、ここで命じます財産上の給付がはたして六〇%のものかどうかということは、保証の限りではないわけございまして、裁判所が適当と認むる金額を給付することによって、両者の利益の公平をはかるわけでありまして、あるいは地代の一〇%ぐらいのものに相当する金銭の給付を命ずることもございましょう。しかし、それは結果的に見てそのパーセンテージというものが出るわけございまして、特にその地区に行なわれておる慣行に従って六〇%あるいは七〇%の権利金を払えという趣旨で書いたのではないわけでございます。

番指